

## 旧加賀市・旧山中町へ競争入札参加資格（物品等・建物管理業務）

### 申請済の事業者のみなさまへ

本年10月1日に、旧加賀市と旧山中町は合併して新「加賀市」になりました。合併に伴い旧加賀市の資格登録事業者と旧山中町の資格登録事業者は、ともに新「加賀市」の資格登録事業者となります。各事業者におかれましては、下記により必要書類を提出されるようご案内いたします。

#### 記

#### ★ [建設工事・コンサルタント事業者]

経営事項審査結果通知書の写しおよび納税証明書（国税・県税）を平成18年2月中に提出してください。

#### ★ [物品等・建築物管理業務事業者]

合併による調整のため、旧加賀市への資格申請済事業者は資格有効期間を1年延長し平成18年度までとします。旧山中町へ資格申請済事業者は、当初の有効期限どおり平成18年度まで有効です。

下記の区分に従い必要書類を平成18年2月中に提出してください。

区 分	必 要 書 類	資格有効期間
旧加賀市にのみ資格申請済	財務諸表・納税証明書（国税・県税）	平成18年度
旧加賀市と旧山中町の両方に資格申請済	納税証明書（国税・県税）	
旧山中町にのみ資格申請済		

- \* 経営事項審査結果通知書 最新のもの
- \* 財 務 諸 表 審査基準日の直前（物品1年・建物管理業務2年）の事業年度貸借対照表損益計算書、利益金処分計算書（決算報告書、または事業報告書で代替可）
- \* 納 税 証 明 書 審査基準日（1月1日）の前日までに納期限の到来した国税・県税に係る滞納無の証明（写しでも可）  
国税（その3の3様式もしくはその3の2様式）  
県税（第24号の2様式（その3））

県内に本店、営業所を有する事業者	県 税 ・ 国 税
上記以外の業者	国 税